

院内感染防止対策のための指針

1. 院内感染防止対策に関する基本方針

重要な医療関連感染として、カテーテル関連による血流感染及び尿路感染、人工呼吸関連肺炎、皮膚軟部組織感染症、外科手術部位感染、結核、インフルエンザ、感染性胃腸炎など感染力の強い病原体による感染症、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）やMDRP（多剤耐性緑膿菌）など薬剤耐性菌による感染症、新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症等があげられる。

医療関連感染をいかに防止するかは良質な医療を提供する上で極めて重要なことであり、院内感染防止対策として①感染源の早期発見 ②感染経路の遮断 ③院内教育やマニュアルの充実 に組織全体をあげて真摯に取り組むことを基本方針とする。

2. 院内感染管理体制

感染管理のため、院内感染防止対策委員会 (infection control committee: ICC) を設置し院内感染対策全般の対応を協議する。また、その下部組織に感染対策の実行部隊として感染制御チーム (infection control team: ICT) を配置し、速やかな対応が可能となるよう管理体制を有する。

3. 医療関連感染防止対策のための教育・研修

- 1) 院内における感染対策の基本的な考え方および具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2) 職員に対する研修は、就職時の初期研修1回のほか、全職員を対象に年2回開催する。また、必要に応じて感染対策研修等を随時開催する。
- 3) 研修の開催結果を記録・保存する。

4. 医療関連感染防止対策の推進

「院内感染防止対策マニュアル」、「抗菌薬使用指針」に沿って適切な感染対策の実施、速やかな届出の作成・提出を行う。また、必要に応じて改訂し、常に最新の情報を病院職員に対し示し周知徹底を図る。

5. 医療関連感染発生時の対応

- 1) 情報収集（共通する処置、病室、主治医、看護師など）及び感染経路に関する疫学的調査を開始する。
- 2) 診療科・病棟にアウトブレイクの可能性について報告し、病原体に応じた適切な感染対策の徹底を指導する。
- 3) 収束するまで院内感染防止対策委員会及びICTによる監視を継続する。
- 4) 疫学的調査結果や監視結果を随時診療科・病棟にフィードバックし、感染対策強化項目並びに感染経路別対策の徹底を勧告する。
- 5) 調査の中で感染対策上の明らかな不備（汚染器具、汚染環境など）が発見された場合には、重大事例として対応する。
- 6) 感染予防策遵守のために必要と考えられる感染対策費など予算的な措置については、関係各部署と協議し具体的な対応を検討する。
- 7) 院内感染防止対策委員会に経過及び結果を報告する。

6. 地域における感染対策の推進

必要に応じて外部機関と相互に情報提供およびカンファレンスを行い、自施設を含む周辺地域における感染対策の向上に貢献する。

7. 患者などに対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者及びその家族より閲覧の求めがあった場合、これに応ずるものとする。



医療法人医誠会
東春病院